<診断基準>

「確実例」及び「ほぼ確実例」を対象とする。

A: 臨床像

- 1. 緩徐に発症する痙性対麻痺.通常は下肢発症だが、偽性球麻痺や上肢発症もある。
- 2. 成人発症. 通常は40歳代以降
- 3. 孤発性(注:血族婚のある症例は孤発例であっても原発性側索硬化症には含めない)
- 4. 緩徐進行性の経過
- 5. 3年以上の経過を有する。
- 6. 神経症候はほぼ左右対称性で、錐体路(皮質脊髄路と皮質延髄路)の障害で生じる症候(痙縮、腱反射亢進、Babinsiki 徴候、痙性構音障害=偽性球麻痺)のみを呈する。

B:検査所見(他疾患の除外)

- 1. 血清生化学(含 vitamin B12)が正常
- 2. 血清梅毒反応と抗 HTLV-1 抗体陰性(流行地域では抗ボレリア・ブルグドルフェリ抗体(Lyme 病)も陰性であること)
- 3. 髄液所見が正常
- 4. 針筋電図で脱神経所見がないか、少数の筋で筋線維収縮や insertional activity が時に見られる程度であること。
- 5. MRI で頸椎と大後頭孔領域で脊髄の圧迫性病変がみられない
- 6. MRI で脳脊髄の高信号病変がみられない

C: 原発性側索硬化症を示唆する他の所見

- 1. 膀胱機能が保たれている
- 2. 末梢神経の複合筋活動電位が正常で、かつ中枢運動伝導時間(CMCT)が測れないか高度に延長している。
- 3. MRI で中心前回に限局した萎縮がみられる
- 4. PET で中心溝近傍でのブドウ糖消費が減少している

D:次の疾患が否定できる(鑑別すべき疾患)

筋萎縮性側索硬化症

家族性痙性対麻痺

脊髄腫瘍

HAM

多発性硬化症

連合性脊髄変性症(ビタミンB12欠乏性脊髄障害)

その他(アルコール性ミエロパチー、肝性ミエロパチー、副腎白質ジストロフィー、fronto-temporal dementia with Parkinsonism linked to chromosome 17 (FTDP17)、

Gerstmann-Straussler-Scheinker 症候群、遺伝性成人発症アレキサンダー病等)

診断:

·臨床的にほぼ確実例(probable):

A: 臨床像の 1~6 と、B: 検査所見の 1~6 のすべてを満たし、Dの疾患が否定できること。

·確実例(definite):

臨床的に「ほぼ確実例」の条件を充たし、かつ脳の病理学的検査で、中心前回にほぼ限局した変性を示すこと(Betz 巨細胞などの中心前回錐体細胞の高度脱落を呈し、下位運動ニューロンに変性を認めない)。

<重症度分類>

以下の重症度分類において、2以上を医療費助成の対象とする。

- 1. 家事・就労はおおむね可能。
- 2. 家事・就労は困難だが、日常生活(身の回りのこと)はおおむね自立。
- 3. 自力で食事、排泄、移動のいずれか一つ以上ができず、日常生活に介助を要する。
- 4. 呼吸困難・痰の喀出困難、あるいは嚥下障害がある。
- 5. 気管切開、非経口的栄養摂取(経管栄養、中心静脈栄養など)、人工呼吸器使用。

※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近6ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。